

# 気をつけよう！消費者トラブル

悪質商法や特殊詐欺など、消費生活に関する危険が私たちの身近に潜んでいます。近年、相談が多い事例を4つ紹介します。しかし、他にも手口は様々です。被害にあわないために、トラブルの事例や対策を把握し、被害を防ぎましょう。

## ① 給湯器などの点検商法

電話や訪問で突然給湯器の点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器の交換を迫る手口です。

中には、電話口で「自治体から委託を受けた」「契約中のガス会社から依頼された」などと身分を偽るケースもみられます。



無料で点検しますよ

被害を防ぐには・・・

- ・安易に点検に応じないようにしましょう。
- ・点検後に製品購入を勧められても、その場で契約しないようにしましょう。
- ・不安な場合、本当に交換が必要か契約先のメーカー等に相談しましょう。
- ・購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- ・契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。

## ② 架空料金請求の詐欺

「NTTファイナンス」など実在する会社や公的機関をかたって電話があり、身に覚えのないサイトの利用料等、架空の未納料金を請求される詐欺的な手口です。

コンビニでプリペイド型電子マネーを購入して支払うよう指示される手口が多く、氏名や住所、口座番号等の個人情報を聞き出す例もみられます。



被害を防ぐには・・・

- ・コンビニ等で電子マネーカードを購入するよう指示し、番号を教えさせる方法は全て詐欺です。身に覚えのない未納料金を請求されても言われるまま支払ってはいけません。
- ・非通知や知らない番号からの電話は、出ない、話を聞かない、かけ直さないことがトラブル防止に効果的です。
- ・不明な点がある場合は、事業者の本来の連絡先を自分で調べて、問い合わせてください。

### ③ ネット広告などによる通販トラブル

低価格であることを強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文していても、「定期購入」が条件となっていて、総額として数万円等、注文時に想定した以上の金額を支払うことになるケースがあります。中には、2回目から分量が多くなったり、高額になったりする場合があります。



被害を防ぐには・・・

- ・通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。いったん注文すると、簡単に契約をなかったことにはできません。注文前に返品・解約の条件を確認しましょう。
- ・低価格を強調する広告は特に詳細を確認しましょう。
- ・注文する前に販売サイトを隅々まで確認しましょう。
- ・未成年者は、親などの親権者の同意を得て申し込みましょう。
- ・トラブルにあったら電話やメール等の記録を残しましょう。

### ④ ネットやSNSなどでの副業トラブル

SNS や動画広告などで、「短時間で簡単に稼げる」「放置したままで報酬」「スタンプを送るだけで稼げる」といった、安さや気軽さが強調されたサイトに登録し、「すぐに元を取ることができる」「サポート費用は稼いだ分で後から支払えばよい」などと言われて高額なサポート契約等を勧誘されているケースがみられます。



被害を防ぐには・・・

- ・副業サイトやSNSなどで「誰でも簡単に稼げる」などと説明されますが、楽に稼げるうまい話はありません。
- ・事業者の説明をうのみにせず、どのような作業を行うのか、利益が出る仕組みとはどのようなものかなどを自分で調べて、よくわからなければ契約しないようにしましょう。

不安やトラブルが生じた場合は、すぐに消費生活相談窓口へ相談しましょう

消費者ホットライン「188 (いやや!)」番

南関町消費生活相談窓口 電話:0968-57-8500

\*近隣の市町とも連携しており、広域連携先の相談窓口でも相談できます。

【主な連携先相談窓口】 玉名市消費生活センター 電話:0968-75-1422  
荒尾市消費生活センター 電話:0968-63-1173  
大牟田市消費生活センター 電話:0944-41-2623